

葬祭監第9号
令和2年12月25日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

管理 者 小坂 泰久 様

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

監査委員 鈴木孝一

監査委員 石山健作

令和2年度定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 2 年度 定期監査報告書

- 1 監査実施日 令和 2 年 1 月 26 日（木）
- 2 監査の場所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室
- 3 監査の対象 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の事務事業全般（令和 2 年度上半期：4 月～9 月）
- 4 監査の主眼及び方法
監査を実施するに当たっては、地方自治法第 199 条第 1 項の財務に関する事務、同条第 2 項の一般行政事務の執行が、同法第 2 条第 14 項（地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようになければならない。）及び第 15 項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の本旨に沿つてなされているかどうかについて、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査基準に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択し適用しました。

監査項目及び着眼点は以下のとおりです。

- (1) 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- (2) 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- (3) 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- (4) 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。

(5) 現金取扱い事務が適正に行われているか。

5 監査の結果

令和2年度上半期の予算執行及び事務処理状況等について監査を執行した結果、良好に処理されているものと認めました。

今後も多様化する利用者のニーズを把握し、斎場運営について更なる改善を検討するとともに、適正かつ効率的で良好な組合運営が継続的に行われるよう努めてください。